

平成30年7月13日

お 知 ら せ

課名	建築指導課
担当	やまもと みやげた 山本・宮端
内線	3532
直通	(086)226-7499



大規模盛土造成地マップを作成しました



県では、宅地造成等規制法に基づき宅地の耐震化を推進するため、岡山市・倉敷市を除く市町村を対象に、大地震時に地すべり等の被害の可能性がある大規模盛土造成地の抽出調査に取り組んでいます。

このたび、平成29年度に作成したマップをホームページ等で公表します。

1 大規模盛土造成地マップ

(1) 大規模盛土造成地の定義（宅地造成等規制法施行令第19条）

- ・谷や沢を埋めた、面積が3,000m²以上の盛土
- ・盛土をする前の地盤が20°以上で、かつ、高さが5m以上の盛土

(2) 大規模盛土造成地マップ

- ・過去と現在の地形図や空中写真を重ね合わせて、大規模盛土造成地の定義に該当する区域を抽出し、その位置と規模を1/25,000の地形図に示したものの。
- ・県民に周知することにより、防災意識を高め、災害の事前防止等につなげることを目的としている。

2 マップを公表する市町村

- ・真庭市

（掲載ページ）

県建築指導課HP：<http://www.pref.okayama.jp/page/465841.html>

3 今後の調査予定

- ・平成30年度 津山市、美作市、勝央町、奈義町
- ・平成31年度 残る18市町

（参考）

- ・新庄村、西栗倉村は、平成28年度基礎調査の結果、大規模盛土造成地なし
- ・倉敷市は平成29年度に公表済み